厚生労働省・労働基準監督署の一部業務の地方移管・民間委託

2015年6月

特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

厚生労働省では、ブラック企業などの問題が高まる中で、「監督指導・捜査体制の強化」として「過重労働撲滅特別対策班」の設置(平成27年4月から実施)、「情報収集体制の強化」として「インターネットによる情報監視」(平成27年1月から試行実施)などを進めている。

しかし、現状でまだ十分とは到底いえない。

そこで、労働基準監督署の業務のうち、情報監視や定期的なヒアリングなどの一部業務を地方自治体に移管、さらに地方自治体から民間委託できるようにし、国・自治体・民間が協力してブラック企業対策を進める体制を構築することを提案する。

なお、

- ・秘密保持などについては、放置車両確認事務の民間委託と同様に、法的に措 置を講ずる。
- ・企業に対する指導・取締りなどの業務は、労働基準監督署で直接担うこととし、役割は分担する。

■実施予定地域

未定(

■実現による経済社会的効果

上記のような国・自治体・民間の協力することにより、自治体や民間の人材・情報なども活用しつつ、労働基準監督署の限られた人員をより有効に活用することが可能になり、ブラック企業対策の抜本的強化が期待できる。

ブラック企業が放置されている状態は、若者たちが適切な労働環境の中で成長し、将来の日本を支えていく道を阻むものであり、経済社会的効果は極めて大きい。

(注1) 労働基準監督署業務の民間委託については、これまでも識者によって 提言されている。

http://diamond.jp/articles/-/53748?page=4

(注2) 労働基準監督署の地方移管については、これまでも議論があったが、 進展していない。

http://www.bunken.nga.gr.jp/data/teigen-nga/tiji200208.pdf

(注3) ブラック企業対策について、近年、多くの地方議会で意見書の議決がなされており、地方レベルでも、対処の必要性は強く認識されている。単なる国への要望にとどまるのでなく、自治体も参画して協力体制構築に乗り出すべきである。

http://www.zenroren.gr.jp/jp/action/vol07.html

■規制特例の必要性

労働基準監督署の業務の自治体移管及び民間委託について、特例を設けることが必要。

労働基準法

第11章 監督機関

本法に規定される事項に違反があった場合について、労働基準監督機関による監督行政の対象となる。

労働基準主管局(厚生労働省本省に「労働基準局」が置かれている)

都道府県労働局

労働基準監督署

女性主管局

各機関に置かれる労働基準監督官の権限

第101条

労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。 この場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。 臨検(強制立入調査)にあたり、事前の通知や捜査令状は必要ない。ただし実際には、必要書類等の準備の時間を与えるためや、臨検当日に責任者不在で実を上げられないことを避ける等のために、事前に臨検の通知をすることも多い。使用者が臨検を拒否することは原則としてできない。